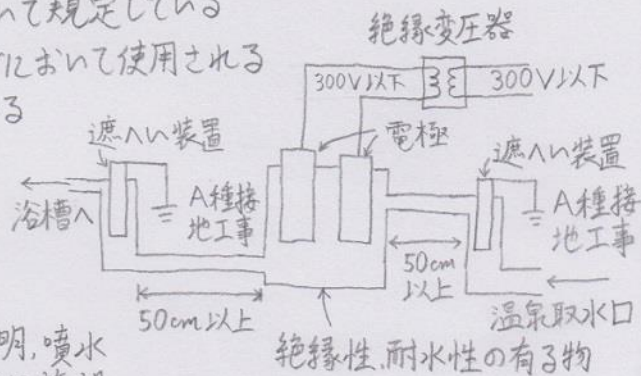


444. 特殊機器の施設(解釈②)

<特殊機器の施設(解釈)>

- ② 遊戯用電車: 遊園地、遊戯場などの構内において、遊戯用のために施設する物とい。この電車内に施設する電線およびこれに電気を供給するために使用する電気工作物について規定している → すなわち、遊戯用電車用の電気(交流40V以下または直流60V以下)に变成する装置以降の電気工作物について規定している
- ③ 電撃殺虫器: 食品工場、ゴルフ場、果樹園などの薬剤散布により害虫を防除できない場所に使用される物で、その機能上、高電圧の露出した充電部分が有る事から、人または家畜に対して、その施設が危険な物とならないように規定している
- ④ 交通信号灯: 交差点などに設置する交通信号灯の制御装置から、交通信号灯の電球までの電路の施設について規定している。この施設はその性格上、一般の使用場所の屋外配線と同一規定とする事が適当でない事から、特殊施設として規定している
- ⑤ フロアヒーティングなどの電熱装置: 以下のような電熱装置の施設方法を想定している
・道路や屋外駐車場の路面の積雪もしくは氷結を防止する物。冬季、コンクリート打設時に、コンクリートの養生期間中に温度が下がりにくく保つために保温する物。電熱ボードまたは電熱シートを室内の造営材に組み込んで採暖する物(いわゆるスペースヒーティング)、および屋根の積雪または氷結を防止する物(いわゆるルーフヒーティング)
- ⑥ パイプラインなどの電熱装置: 常温で固体または粘度の高い液体をパイプラインで輸送するため、パイプを温める電熱装置で、電熱線を施設する方式、パイプに直接電流を流す方式、表皮電熱加熱法の3種類があり、これらの施設方法を規定している
- ⑦ 電気温床など: 野菜、水稻、甘芋の育苗、草花、果実などの栽培または養蚕、ふ卵、育苗などの用途に用いられる電熱装置について規定している
- ⑧ 電極式温泉用昇温器(右図): 温泉地などにおいて使用される電極式の温水器の施設方法について規定している
- ⑨ 電気浴器: 一般の公衆浴場で、浴槽の両端に極板を設け、これに微弱な交流電圧を加えて、入浴者に電氣的刺激を与える設備について規定している
- ⑩ プール用水中照明灯など: プールの水中照明、噴水などで、美観、装飾の目的で水中または水辺に施設する照明灯などの施設について規定している
- ⑪ 電気防食: 地中または水中の金属体の電食防止を目的として、これら金属から流出する腐食電流と反対方向に、これを打ち消す電流を流して防食する施設について規定している



解釈第181条、182条、184条、187条、189条、199条

具体的にどのように施設方法が規定されているかは、解釈を読んでちょうだい

全これ

これらは何に規定されているの？